

三菱電機テニス日本リーグチーム鎌電後援会会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

この会は三菱電機テニス日本リーグチーム鎌電後援会（あるいは単にファルコンズ後援会）と称する。

第2条 (目的及び活動内容)

この会は三菱電機テニス日本リーグチーム（以下、チームと称する）を応援することを目的とし、併せて会員相互の交流を図ることを目的とする。また、本会の目的を達成するために次の活動を行う。

1. チームが参加する公式戦の応援とその運営補助
2. チームの広報活動
3. チームが実施する社会貢献活動の運営補助
4. チームが実施する社内従業員向けテニスクリニック
5. チームと後援会会員交流イベント
6. その他、本会の目的を達成するための活動

第3条 (事務所)

この会の事務所を三菱電機株式会社鎌倉製作所総務部に置く。

第2章 会 員

第4条 (会員)

この会は、三菱電機株式会社及び三菱電機関係会社に在籍し入会を希望する有志、または過去に在籍しこの会に入会を希望する有志、また当社従業員以外で入会を希望した者により構成する。また、次の場合に入会の資格を取得、喪失する。

1. 入会（資格取得）
 - ・本人が入会届を提出し受理されたとき
 - ・会長が認めたとき
2. 退会（資格喪失）
 - ・本人が退会の意思を示し受理されたとき
 - ・本人死亡
 - ・会長が入会を不適當と認めたとき

第3章 役 員

第5条（組織及び役員）

この会は次の役員及び事務局をもって構成する。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 委員長 1名
4. 会計監事 1名
5. 事務局長 1名
6. 事務局 3～4名
7. 職場推進委員長 約20名
8. 職場推進幹事 約140名

第6条（役員を選任）

役員を選任は原則として以下のとおりとする。

1. 会長は鎌倉製作所長とする。
2. 副会長は鎌倉製作所副所長とする。
3. 委員長は鎌倉製作所総務部長とする。
4. 会計監事は経理部会計課長とする。
5. 事務局長は総務部内の課長とする。
6. 事務局は総務部員から選出する。
7. 職場推進委員長は各職制の部長とする。
8. 職場推進幹事は各職制の課長とする。

第7条（役員任期）

役員任期は毎年4月1日から翌年の3月31日までの12ヶ月とする。但し、再選を妨げない。

第8条（役員補充）

役員に欠員が生じた場合は速やかに後任を補充しなければならない。補充された役員のは前任者の残任期間とする。

第9条（役員任務）

役員任務は下記のとおりとする。

1. 会長 この会を代表し会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し会長に事故等が発生した場合はその職務を代行する。
3. 委員長 会長の命令を受けこの会全般の運営を司る。
4. 事務局長 この会の事業の企画・立案・執行を担当する。
5. 職場推進委員長 各職場のトップとして応援体制の確立を図る。
6. 職場推進幹事 各職場の応援体制の強化、後援会への入会促進を行う。

第4章 事務局

第10条（事務局）

会の運営を円滑に行うため総務部内に事務局を設置する。

- 1.事務局には担当者を置き、事務局長が指名する。
- 2.事務局の任務は会の運営に関する庶務的事項並びに会計を担当する。
- 3.チームからも事務局員を選出し、日々の後援会運営、庶務的事項並びに会計処理について総務部内事務局との連携強化を図る。但し、チームから選出した事務局員は鎌倉製作所総務部内の事務所には在籍しない。

第5章 会議

第1節 通則

第11条（会議の種類）

この会の会議は事務局幹事会とし、会長、副会長、委員長、事務局長、事務局から構成され、この会の最高決議機関とする。

第12条（会議の開催）

下記の各号の一つに該当する場合は、会長または委員長は会議を招集することができる。

1. 会長または委員長が必要と認めたとき。
2. 会議の構成員の1/3以上の者が会議の目的を明示して開催を要求したとき。

第2節 事務局幹事会

第13条（構成）

事務局幹事会は会長、副会長、委員長、事務局長、事務局の2/3以上の出席（委任状も含む）をもって成立する。

第14条（決議の方法）

議事は出席人数の1/2以上の賛同により決定する。

第15条（その他）

緊急軽易の場合は、文章をもって事務局幹事会の開催に代えることができる。

第6章 会計

第16条（会計年度）

この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 17 条 (予算)

前年度のチーム活動実績と当年度活動計画を確認後、当年度の予算を作成し、会計年度初に事務局幹事会の承認を受けるものとする。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

第 18 条 (収入)

この会の収入は会費、寄付金及びその他の収入をもって充てることとする。その他の収入とは、チームが主催したイベントの個人参加費、後援会銀行預金利息などをいう。

第 19 条 (会費)

会員の会費として次の区分により納付するものとする。

1. 三菱電機従業員 1 口 300 円/月
2. 上記以外 1 口 3,600 円/年

会費の徴収方法、入会退会に関する手続き詳細は別途入会届、ホームページに公示、もしくはメール等により通知する。

第 20 条 (支出)

この会の支出は次のとおりの費目、用途とする。

1. ホームページ運営・広報費

チームのホームページ運営、広報活動に関わる費用

2. 手当

チーム主催のイベントに協力したチーム員以外のスタッフに対する手当

3. 社外クリニック

社外向けクリニック、イベント、社会貢献活動を実施した際に発生した費用

4. 社内クリニック

社内向けクリニック、イベントを実施した際に発生した費用

5. 会員向けサービス

会員用グッズ、応援用グッズの製作、購入費用

6. その他運営費

後援会運営に必要な運営活動費、備品費、消耗品費、預り金、費用精算

第 21 条 (予算執行の権限)

10 万円未満の予算を執行する際は事務局長の承認を得るものとし、10 万円以上の予算を執行する際は委員長承認を得るものとする。

第 22 条 (予算外の費用使途手続き)

第 20 条 記載の費目、用途以外で費用を支出する場合は、事前に委員長へその旨伺い出て承認を得るものとする。

第 23 条 (出納管理)

事務局は当月 1 日から末日まで執行した費用を翌月 10 日までに纏めて事務局長及び委員長に報告するものとする。

第 24 条 (会計監査)

会計年度ごとに決算諸表を作成し、会計監事による監査を実施する。会計監事は委員長宛に監査内容について報告する。

第 25 条 (決算)

会計年度ごとに決算諸表と会計監査報告書をあわせて事務局幹事会に提出し、その承認を受けなければならない。

第 26 条 (剰余金)

前条の決算の結果、第 20 条に定める費用に剰余金が生じたときは、翌会計年度への繰越金とする。

第 27 条 (会計の公示)

この会の会計は年度ごとにメールマガジン、ホームページ掲載等により会員に公開する。公開した内容について会員から異議等があった場合は、事務局から該当者に個別に内容を確認し、委員長が必要と判断した場合はその内容について公示する場合がある。

第7章 解 散

第 28 条 (解散)

下記の各号の一つに該当する場合、会長または委員長はこの会を解散することができる。

1. 事務局幹事会にてこの会の解散を決定したとき。
2. 三菱電機テニス日本リーグチームが解散を決定したとき。

第 29 条 (会費等の清算)

この会を解散した際、会員が納入した会費、寄付金その他の清算については、原則会員個々への返金等はせず、三菱電機各場所〇菱会テニス部等への還元、その他全社的もしくは会員横断的行事への資金提供等により、会費の清算を行うものとする。

詳細は事務局幹事会にて審議のうえ決定する。

第8章 附 則

第 30 条 (協議)

本規程に定めのない事項につき疑義が発生した場合は、事務局幹事会において審議決定する。

第 31 条 (規約の変更)

この会の規約の変更は事務局幹事会の決議による。

第 32 条 (実施期日)

この会の規則は平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

制定実施 平成 27 年 4 月 1 日